

令和元年9月18日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
母子保健担当理事 今井 一登

## 児童相談所及び要保護児童対策地域協議会における 専門人材確保等及び速やかな虐待通告の周知について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会  
理事 高井昌彦

### 児童相談所及び要保護児童対策地域協議会における専門人材確保等 及び速やかな虐待通告の周知について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記について、日本医師会常任理事より別添のとおり通知がありました。

「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が本年6月19日に可決・成立し、全ての児童相談所に医師の配置を義務化することが明記され、専門性を持つ医療関係者と児童相談所との連携体制の強化を図ることが盛り込まれました。

本通知では、医師会や医師に対して、児童相談所の専門人材の確保（医師の配置）への協力、要保護児童対策地域協議会へ参画することの重要性や意義の周知、自治体等が行う児童虐待に関する研修への積極的な受講、健診や診療等を通じて児童虐待の兆しや疑いを発見した場合の児童相談所又は市町村への通告などを求めています。

本県における児童相談所の医師の配置については、別紙1のとおり県内すべての施設に配置されておりますが、非常勤医師の対応となっている施設もあり、本会では、常勤医師の配置が可能となるよう、行政に要望を提出しているところです。

また、各市町村要保護児童対策地域協議会への医師の参画状況は、別紙2のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、貴会会員等への周知、協力方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

地域保健課 担当：佐々木

横浜市中区富士見町3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)91464

E-mail y-sasaki@kanagawa.med.or.jp

## 県内児童相談所 医師の配置状況

令和元年6月現在

行政	機関名	医師の配置状況
神奈川県	中央児童相談所	非常勤医師3名を配置。
	平塚児童相談所	非常勤医師2名を配置。
	鎌倉三浦児童相談所	非常勤医師1名を配置。
	小田原児童相談所	非常勤医師1名を配置。
	厚木児童相談所	非常勤医師2名を配置。
横浜市	中央児童相談所	各施設に常勤医師を配置。
	西部児童相談所	
	南部児童相談所	
	北部児童相談所	
川崎市	こども家庭センター	常勤医師1名(こども家庭センター)及び 非常勤医師9名を配置。
	中部児童相談所	
	北部児童相談所	
相模原市	相模原市児童相談所	非常勤医師4名を配置。
横須賀市	横須賀市児童相談所	非常勤医師3名を配置。

## 各市町村 要保護児童対策地域協議会構成員（医師会）

1	横浜市	○	16	海老名市	○	31	湯河原町	○
2	川崎市	○	17	座間市	○	32	愛川町	○
3	相模原市	○	18	南足柄市	○	33	清川村	
4	横須賀市	○	19	綾瀬市	○			
5	平塚市	○	20	葉山町	○			
6	鎌倉市	○	21	寒川町				
7	藤沢市	○	22	大磯町				
8	小田原市	○	23	二宮町				
9	茅ヶ崎市	○	24	中井町	○			
10	逗子市	○	25	大井町	○			
11	三浦市	○	26	松田町	○			
12	秦野市	○	27	山北町				
13	厚木市	○	28	開成町	○			
14	大和市	△	29	箱根町	○			
15	伊勢原市	○	30	真鶴町				

○:医師(医師会)の構成員有

△:医師(市立病院)の構成員有

(健Ⅱ75)

令和元年 8月 6日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

平 川 俊 夫

児童相談所及び要保護児童対策地域協議会における専門人材確保等及び  
速やかな虐待通告の周知について（協力依頼）

児童虐待対策を進めていくためには、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所の体制、専門性の更なる強化が求められていることから、児童相談所における専門人材の確保等についての協力依頼について、平成30年7月27日付（健Ⅱ92）にて貴会宛てご連絡申し上げております。

今般、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が本年6月19日に可決・成立し、全ての児童相談所に医師の配置を義務化することが明記され、専門性を持つ医療関係者と児童相談所との連携体制の強化を図ることが盛り込まれたことから、厚生労働省子ども家庭局長より本会宛に別添の周知協力依頼がありました。

本通知では医師会や医師に対して、児童相談所の専門人材の確保（医師の配置）への協力、要保護児童対策地域協議会へ参画することの重要性や意義の周知、自治体等が行う児童虐待に関する研修への積極的な受講、健診や診療等を通じて児童虐待の兆しや疑いを発見した場合の児童相談所又は市町村への通告などを求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件について御了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

子 発 0726 第 2 号  
令和元年 7 月 26 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省子ども家庭局長  
(公 印 省 略)

児童相談所及び要保護児童対策地域協議会における専門人材確保等  
及び速やかな虐待通告の周知について (協力依頼)

児童福祉行政の推進については、平素より格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

児童相談所への児童虐待相談対応件数は一貫して増加を続け、平成 29 年度には 13 万件を超えており、子どもの心理、健康・発達や、法律に関する専門的知識・技術等を要する複雑・困難なケースも増加しています。また、児童虐待により年間約 80 人もの子どもの命が失われています。

このような現状のもと、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講じる「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」が 6 月 19 日に国会で可決・成立し、6 月 26 日に公布されました。

本法律においては、児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる児童相談所の所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ 1 人以上含まれなければならないとされたところです。(令和 4 年 4 月 1 日施行) (児童福祉法第 12 条の 3 第 8 項)

さらに、平成 31 年 3 月 19 日の児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において決定された「児童虐待防止対策の抜本的強化について」においては、以下のことが定められています。

- ・ 関係団体の協力も得た採用活動や研修の充実、医師・保健師の配置や日常的に医師とともに対応できる体制の整備について、必要な財政支援等の拡充を図る。その際、医師等に係る児童相談所の体制整備と併せ、小児科医、

精神科医、法医学者など事案に即した専門性を有する医療関係者との連携体制の強化を図る

- ・ 法的・医学的知見を踏まえた対応ができるよう、一時保護や施設入所等の措置の実施及び解除の判断等の意思決定に、日常的に弁護士や医師等が関与し、児童福祉司と共に対応する
- ・ 医師などの医療関係者と児童相談所や市町村・要保護児童対策地域協議会における情報共有や研修などによる連携体制を強化する

専門人材の確保につきましては、昨年7月に「児童相談所における専門人材の確保等について（協力依頼）」（平成30年7月20日子発0720第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）で依頼しておりますが、改めて、児童相談所の児童虐待対応の強化のため、貴会会員への周知など、児童相談所の専門人材の確保への特段の御協力、御支援を賜りますようお願いいたします。

また、要保護児童対策地域協議会は、地域の様々な関係機関が子どもとその家庭に関する情報を共有し、適切な連携の下で支援していく役割を担っております。このため、診療や健診などで虐待を発見しやすい立場にある医師に要保護児童対策地域協議会の重要性や医師が参画する意義について、御理解をいただけるよう地区医師会へ周知をお願いいたします。

さらに、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」において、医師などの医療関係者と児童相談所や市町村・要保護児童対策地域協議会における情報共有や研修などによる連携体制を強化することとしております。

貴会におかれましては、自治体が行う研修の重要性に鑑み、積極的に受講することの必要性について御理解いただくとともに、健診や診療等を通じて児童虐待の兆しや疑いを発見した場合には、迷わず児童相談所又は市町村に通告していただきますよう、貴会会員への周知方よろしくをお願いいたします。